

補助金申請に伴う講座等の受講について

阿賀町結婚新生活支援補助金を申請するにあたり、ご夫婦双方が下記の講座等のうち、いずれか一つを実施する必要があります。受講する講座は、国や県が開催するもののほか、民間企業が開催するものも対象となります。

【講座の種類】

- ①ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児と触れ合う体験等を含む）
- ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む）の受講

【受講等の期間】

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【受講対象者】

夫婦ともに受講（受診）が必要

【申請時の必要書類】

受講（受診）したことが分かる書類

例：受講証明書、領収書・明細書等の写し ほか

【活用いただける講座等について】

上記の講座のうち、①②④については次のものを実施いただくことで、講座を受講したとみなすことができます。

①ライフデザイン支援講座の受講

- ・「にいがたライフデザイン」（新潟県福祉保健部こども家庭課提供）で、誰でも簡単にライフデザインマップを作ることができます。

→申請時は完成したライフデザインマップを提出



②プレコンセプションケアに関する講座の受講

- ・「プレコンセプションケア啓発動画2022」（提供：国立成育医療研究センター）
- ・動画でわかりやすくプレコンセプションケアについてを学ぶことができます。

→申請時は視聴した感想文を提出



④共家事・子育て講座の受講

- ・「にいがたでトモカジ&トモイク～はじめての共家事・育児講座～」
（提供：新潟県福祉保健部こども家庭課）
- ・動画で共家事・育児を学ぶことができます。

→申請時は視聴した感想文を提出

